

事務連絡  
平成28年4月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長

「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例  
（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」の創設に伴う  
所得控除対象製品調査について（協力依頼）

平成28年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）が公布され、「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号）第41条の17の2において、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が規定されました。この規定に基づき、平成29年1月1日以降の要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）の購入費用について、所得控除を受けることができますようになります。（別添1参照）

本税制対象医薬品（以下「スイッチOTC医薬品」という。）については、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（平成28年厚生労働省告示第178号）においてその有効成分を定めているところです。国民に対して広く対象商品を周知し、税務署等での執行を円滑に行うため、具体的な商品の販売名等を厚生労働省のホームページ等で公表することを予定しております。（6月中下旬に公表予定。その後も2ヶ月に1回更新する予定。）

つきましては、スイッチOTC医薬品に関する調査を下記のとおり行いますので、貴管下の製造販売業者に対して、当該調査への対応を依頼していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、日本製薬団体連合会会長・日本一般用医薬品連合会会長・日本チェーンドラッグストア協会会長に対しても、同様の事務連絡を行っております。

## 記

- 1 調査対象：スイッチOTC医薬品  
(別添2の有効成分を含有する製剤)
- 2 調査依頼先：要指導医薬品及び一般用医薬品の製造販売業者
- 3 調査内容：スイッチOTC医薬品に該当する商品の販売名、有効成分名、承認権限、承認番号、承認年月日、医薬品銘柄コード等
- 4 回答方法等：別添「スイッチOTC医薬品(変更)届出書」に必要事項を記載の上、平成28年5月10日(火)までに以下の回答先に、各製造販売業者から直接提出をお願いします。なお、回答の際、メールの表題は「(事業者名)スイッチOTC医薬品(変更)届出書の送付」としていただきますようお願いいたします。
- 5 回答先：switchotc@mhlw.go.jp
- 6 備考：
  - ・6月中下旬に厚生労働省のホームページ等で公表するものに掲載するためには、5月10日までに提出いただく必要があります。5月10日以降も変更や追加がある場合は、随時、報告をお願いします。
  - ・厚生労働省のホームページ等で公表された内容に基づき税務署等の確認作業が行われることとなるため、本調査は非常に重要なものとなりますので、遺漏なきようにご対応をお願いします。
- 7 本件担当：厚生労働省医政局経済課調査統計係  
電話 03-3595-2421(直通) FAX 03-3507-9041